

## 「H A C C Pに沿った衛生管理の制度化について」確定内容の紹介

2020年1月14日当会主催の標記制度化の研修会で厚生労働省H A C C P企画推進室室長補佐 福島和子先生のご講演内容について、今号メルマガから4回にわたって要旨を紹介解説します。

\* 詳細は厚労省ホームページ等で確認して下さい。

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）の概要 URL  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000410105.pdf#search=%27%E5%8E%9A%E5%8A%B4%E7%9C%81HACCP+%E4%B8%80%E9%83%A8%E6%94%B9%E6%AD%A3%27>

標記制度化は2018年6月13日に食品衛生法の一部改正法律の中で公布された。関連の政省令はほとんどが2019年12月末で公布され、本年2020年6月1日に施行が確定しました。（但し、2021年6月1日までは現行基準が適用される）

## メルマガ掲載予定

第1回；今後施行される「H A C C Pに沿った衛生管理制度」とは。

食品等営業者はどのような取り組みを行う必要があるのか。など

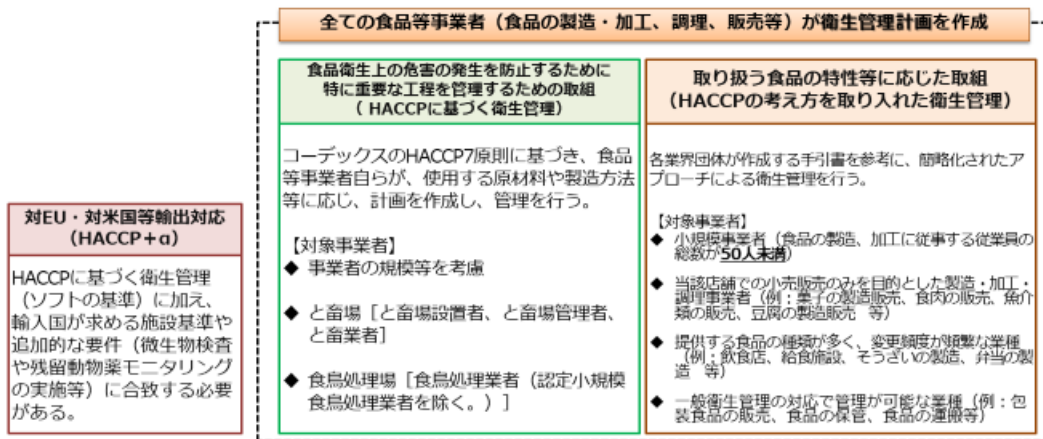
第2回；省令は「対象食品等事業者」の区別によって、①一般衛生管理に関する事、  
②食品衛生上の危害の発生を防止するために特に必要な工程を管理するための取組に関する事、について食品管理運営基準内容を規定。

第3回；②食品衛生上の危害の発生を防止するために特に必要な工程を管理するための取組に関する事の内容

第4回；衛生管理計画や実施記録に関する内容と「弾力的なH A C C P制度化のゴール」内容について

第1回 今後施行される「HACCPに沿った衛生管理制度」とは。

HACCPに沿った衛生管理の制度化



※ 取り扱う食品の特性等に応じた取組（HACCPの考え方を取り入れた衛生管理）の対象であっても、希望する事業者は、段階的に、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（HACCPに基づく衛生管理）、さらに対EU・対米国輸出等に向けた衛生管理へとステップアップしていくことが可能。なお、今回の制度化において認証の取得は不要。

4

1. 全ての食品事業者が「衛生管理計画」を作成して食品衛生上の管理を行う。
2. 対象事業者によっては「衛生管理計画」の作成内容を変えてもよい。
3. 対象事業者の区分
  - ① HACCPに基づく衛生管理・・・事業者の規模等を考慮（②以外の事業者）
    - ・ と畜、 ・ 食鳥処理場
  - ② HACCPの考え方を取り入れた衛生管理・・・
    - ・ 小規模事業者（製造・加工の従事者 50 人未満）
    - ・ 店舗小売販売の製造加工等、 ・ 飲食店等、 ・ 包装食品販売、保管、運搬等
4. それぞれの衛生管理の違い
  - ① HACCPに基づく衛生管理
    - ・ コーデックスのHACCP7原則に基づき、食品事業者自らが衛生計画を作成し、管理を行う。
    - ・ 「一般的衛生管理」、「HACCP手法管理」の基準に基づき衛生管理計画書を作成し、従業員全員に周知徹底を図る。
    - ・ 衛生管理の実施状況を記録し、記録・保存・効果を検証する。
  - ② HACCPの考え方を取り入れた衛生管理
    - ・ 各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生計画を作成し、管理を行う。
    - ・ 簡略化されたアプローチとは、全ての工程ではなくとも、必要に応じて、清掃・洗浄・消毒や食品の取扱い等について具体的な方法を定めた手順書を作成する。
    - ・ 手順書とは誰がやっても同じ作業・結果が得られる手順を記載するもの。
    - ・ 衛生管理の実施状況を記録し、記録・保存を行う。

5. 今回の制度化においては「認証の取得は不要」となっている。

\* 参考 「事業者」、「営業者」の語句の解釈として厚労省、国税庁の見解を参考に掲載。  
「食品等事業者」；食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。（厚労省）

「営業者」 ; 一般に営業を行っている者をいい、営業とは、利益を得る目的で、同種の行為を反復的、継続的になすことであり、営利目的があるかぎり、現実に利益を得ることができなかつたとしても、また、当初反復、継続の意志があるかぎり、1回でやめたとしても営業に該当する。（国税庁）

以上